

社会福祉法人三重県厚生事業団定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業
 - (イ) 障害児入所施設の経営
 - (ロ) 障害者支援施設の経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 障害児通所支援事業の経営
 - (ロ) 障害福祉サービス事業の経営
 - (ハ) 特定相談支援事業の経営
 - (ニ) 障害児相談支援事業の経営
 - (ホ) 身体障害者福祉センターの経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人三重県厚生事業団という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を三重県津市一身田大古曾670番地2に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員2名の合計4名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が200,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第13条 評議員会の議長は、当該評議員会において互選する。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

- 第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 当該評議員会に出席した議長及び評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

（役員の数）

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、3名を業務執行理事とする。

（役員の選任）

- 第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

- 第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

- 第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第22条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第23条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置・経営又は管理・経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第27条 理事会の議長は、当該理事会において互選する。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の4種とする。

- 2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第38条に掲げる公益を目的とする事業及び第39条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第31条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、三重県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合

には、三重県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）
- (3) 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を三重県知事に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく三重県知事に届け出るものとする。

（資産の管理）

第32条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供す

るとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める財務規程により処理する。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第38条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 三重県いなば園診療所
- (3) 三重県身体障害者総合福祉センター診療所
- (4) 日中一時支援事業
- (5) 障がい者スポーツ推進事業
- (6) 高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 収益を目的とする事業

(種別)

第39条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

(1) 運動施設貸出事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第40条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第9章 解散

(解散)

第41条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

第43条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、三重県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を三重県知事に届け出なければならない。

第11章 公告の方法その他

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、社会福祉法人三重県厚生事業団の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第45条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 (理事長)	田 川 亮 三
〃 (常務理事)	吉 川 茂 彦
〃	橋 詰 興 隆
〃	三 谷 祇 賀
〃	斎 藤 文 久
〃	成 瀬 昇
〃	金 子 憲 五
〃	大 形 良 治
〃	羽 場 文 衛
〃	山 口 剛 彦
〃	篠 田 玄 雄
監 事	内 田 政 治
〃	松 島 力

2 この定款は、主務官庁の認可の日、昭和48年6月8日から施行する。

附 則

この定款は、主務官庁の認可の日、昭和52年9月16日から施行する。

附 則

この定款は、主務官庁の認可の日、昭和57年11月10日から施行する。

附 則

この定款は、主務官庁の認可の日、昭和60年12月4日から施行する。

附 則

この定款は、主務官庁の認可の日、昭和63年11月7日から施行する。

附 則

この定款は、主務官庁の認可の日、平成元年7月14日から施行する。

附 則

この定款は、主務官庁の認可の日、平成3年7月15日から施行する。

附 則

この定款は、主務官庁の認可の日、平成6年7月4日から施行する。

附 則

1 この定款は、主務官庁の認可の日、平成7年4月1日から施行する。

2 平成7年4月1日に委嘱されたこの法人の役員の任期は、定款第6条の規定にかかわらず、平成7年7月15日までとする。

附 則

この定款は、主務官庁の認可の日、平成10年4月30日から施行する。

附 則

この定款は、主務官庁の認可の日、平成11年4月12日から施行する。

附 則
この定款は、主務官庁の認可の日、平成12年4月24日から施行する。

附 則
この定款は、主務官庁の認可の日、平成13年4月26日から施行する。

附 則
この定款は、主務官庁の認可の日、平成13年7月19日から施行する。

附 則
この定款は、主務官庁の認可の日、平成14年4月24日から施行する。

附 則
この定款は、主務官庁の認可の日、平成15年6月20日から施行する。

附 則
この定款は、主務官庁の認可の日、平成17年7月27日から施行する。

- 附 則
- 1 この定款は、主務官庁の認可の日、平成18年9月29日から施行する。
 - 2 この法人の当初の評議員の任期は、第18条の規定にかかわらず、平成19年7月15日までとする。

附 則
この定款は、主務官庁の認可の日、平成19年7月13日から施行する。

附 則
この定款は、主務官庁の認可の日、平成20年2月13日から施行する。

附 則
この定款は、主務官庁の認可の日、平成20年4月18日から施行する。

附 則
この定款は、主務官庁の届出受理の日、平成22年6月21日から施行する。

附 則
この定款は、主務官庁の認可の日、平成23年7月4日から施行する。

附 則
この定款は、主務官庁の認可の日、平成24年7月12日から施行する。

附 則
この定款は、三重県知事の認可の日、平成25年4月30日から施行する。

附 則
この定款は、三重県知事の認可の日、平成25年7月1日から施行する。

附 則
この定款は、三重県知事の認可の日、平成26年3月31日から施行する。

附 則
この定款は、三重県知事の届出受理の日、平成26年7月30日から施行する。

附 則
この定款は、三重県知事の認可の日、平成27年5月12日から施行する。

附 則
この定款は、三重県知事の認可の日、平成28年5月13日から施行する。

附 則
この定款は、三重県知事の認可を受け、平成29年4月1日から施行する。

附 則
この定款は、三重県知事の届出受理の日、平成29年7月20日から施行する。

附 則
この定款は、三重県知事の認可の日、令和元年8月7日から施行する。

附 則
この定款は、三重県知事の認可の日、令和2年7月3日から施行する。

附 則
この定款は、三重県知事の届出受理の日、令和3年7月7日から施行する。

社会福祉法人三重県厚生事業団定款別表

基本財産

1 現金 10,000,000円

2 土地 (1) 津市稲葉町字上野所在のいなば園敷地 (104,590.5 m²)

地番	枝番	地目	登記簿面積 (m ²)
3951	2	山林	63
3952	3	山林	50
3953	5	雑種地	37
3987	1	原野	57
3987	3	雑種地	100
3987	8	雑種地	46
3988	1	山林	27
3989	1	山林	3.5
3989	2	山林	539
3990	1	山林	750
3990	2	山林	352
3993		畑	148
3994		畑	155
3995		田	294
3996		畑	842
3997		田	1,395
3997	1	原野	181
3998		山林	228
3999		山林	1,114
3999	1	原野	277
4000	1	山林	96
4000	3	山林	13
4002	1	田	1,468
4002	2	道路	16
4002	3	雑種地	107
4003	1	田	472
4003	2	道路	82
4003	3	田	870
4003	4	道路	433
4007	1	山林	1,064
4008	1	山林	290
4009	1	山林	919
4009	3	雑種地	168
4010		山林	254
4011		山林	532
4012		山林	690
4013	1	雑種地	373
4013	2	山林	340
4014	1	山林	459

4015	1	山林	290
4015	2	山林	317
4015	3	山林	730
4015	4	山林	747
4015	5	山林	565
4015	6	山林	323
4015	7	山林	155
4016		山林	624
4016	1	雜種地	486
4017		山林	571
4018		山林	1,451
4018	1	原野	99
4018	2	雜種地	433
4019		田	495
4019	1	雜種地	251
4020	1	山林	628
4020	2	山林	188
4021	1	山林	2,665
4021	2	山林	123
4022		山林	1,887
4023		山林	1,851
4024		山林	1,917
4025		山林	1,904
4026		山林	4,512
4027	1	山林	1,642
4027	2	山林	99
4028		田	1,484
4028	1	雜種地	357
4029		田	938
4029	1	雜種地	257
4029	2	田	72
4030	1	山林	357
4030	2	雜種地	548
4031		田	26
4032		田	985
4033		山林	191
4033	1	田	59
4034		田	201
4035		田	697
4035	1	雜種地	105
4035	2	雜種地	66
4036		田	1,616
4036	1	雜種地	439
4037	1	雜種地	59
4037	2	山林	112
4037	3	田	99

4038		田	664
4039		田	1,652
4040		田	380
4041	1	山林	1,748
4041	2	畑	128
4042		山林	238
4042	1	雑種地	178
4043		山林	1,375
4055	1	畑	1,414
4055	2	山林	495
4056		田	1,352
4056	1	畑	459
4057		田	608
4058		田	1,371
4058	1	原野	158
4059		田	1,090
4060		田	948
4061		田	1,993
4061	1	雑種地	271
4062		山林	773
4063		山林	644
4064		田	1,176
4064	1	雑種地	158
4065		田	1,391
4065	1	田	138
4066		山林	575
4066	1	原野	224
4067		山林	413
4068		畑	1,186
4069		畑	347
4070		山林	509
4072		山林	509
4073		山林	2,770
4074	1	雑種地	314
4074	3	田	879
4075		田	1,960
4075	1	雑種地	138
4075	2	山林	333
4076		山林	1,914
4077		山林	476
4078		田	889
4078	1	雑種地	218
4079		山林	1,411
4080		山林	33
4081		田	330
4081	1	原野	56

4082		田	601
4082	1	雑種地	105
4083		山林	423
4084		田	1,061
4085	1	山林	1,434
4085	2	山林	495
4086		山林	7,404
4087		山林	651
4088		原野	119
4095		山林	687
4096	1	山林	2,144
4097	1	山林	2,654
4098		山林	320
4099	2	山林	862
4099	4	山林	172
4100		田	247
計 147筆			104,590.5

(2) 津市美里町五百野字中之郷所在の共同生活援助こもれびはうす敷地
(1,025.93 m²)

地番	枝番	地目	登記簿面積 (m ²)
1399	5	宅地	17.19
1399	6	宅地	53.43
1400		宅地	433.00
1401		宅地	522.31
計 4筆			1,025.93

(3) 津市稲葉町字牧野所在の土地 (745 m²)

地番	枝番	地目	登記簿面積 (m ²)
2374	13	雑種地	264
2374	24	雑種地	265
2374	25	雑種地	216
計 3筆			745

3 建 物 (1) 津市稲葉町字上野4068番地、3997番地、4009番地3、4013番地1、4013番地2、4014番地1、4015番地3、4015番地4、4016番地1、4017番地、4018番地、4018番地1、4018番地2、4027番地1、4028番地、4028番地1、4029番地、4029番地1、4029番地2、4030番地1、4030番地2、4032番地、4035番地、4035番地2、4036番地、4036番地1、4039番地、4042番地1、4060番地、4061番地、4063番地、4064番地、4064番地1、4066番地、4067番地、4069番地、4070番地、4072番地、4073番地、4074番地1、4074番地3、4075番地、4075番地1、4075番地2、4076番地、4087番地所在のいなば園舎
(延べ床面積 12,019.02 m²)

種 類	構 造	床面積 (㎡)
管理・診療棟	鉄筋コンクリート造陸屋根 2階建	1階 753.57
		2階 744.98
サービス・エネルギー・訓練棟	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき地下1階付2階建	1階 628.17
		2階 731.10
		地下1階 328.78
作業棟	鉄骨造ルーフィングぶき・陸屋根平家建	622.40
障害者福祉施設 (すぎのき寮)	鉄筋コンクリート・鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき陸屋根地下1階付平家建	1,532.18 地下1階 60.29
障害者福祉施設 (もみのき寮)	鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・ルーフィング・合金メッキ鋼板ぶき地下1階付平家建	1,550.15 地下1階 64.94
障害者福祉施設 (スマイルいなば)	鉄筋コンクリート造陸屋根・ルーフィングぶき地下1階付平家建	1,105.37 地下1階 46.20
障害者福祉施設 (かしのき寮)	鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・ルーフィング・合金メッキ鋼板ぶき地下1階付平家建	1,676.28 地下1階 62.14
障害者福祉施設 (工房いなば)	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	213.64
車庫・倉庫	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	84.00
物置	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	25.92
車庫	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	37.97
陶芸施設	軽量鉄骨造スレートぶき平家建	14.46
作業場 (農場)	鉄骨造スレートぶき平家建	60.48
便所 (運動場)	コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	8.46
食堂 (工房いなば)	木造スレートぶき平家建	99.37
障害児福祉施設 (くすのき寮)	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき地下1階付平家建	1,507.51 地下1階 60.66
計 16棟		12,019.02

(2) 津市美里町五百野1400番地、1401番地所在の共同生活援助こもれびはうす
(延べ床面積 572.22 ㎡)

種 類	構 造	床面積 (㎡)
グループホーム	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき陸屋根平家建	258.60
居宅	木造かわらぶき 2階建	1階 126.63
		2階 21.68
居宅	木造かわらぶき平家建	24.02
物置	軽量鉄骨造スレートぶき平家建	17.02
居宅	木造かわら・スレートぶき 2階建	1階 78.73
		2階 45.54
計 5棟		572.22